

崎津地区地区計画

名 称		崎津地区地区計画		
位 置		米子市大崎字中海、字中海 1 の全部並びに大崎字中海 2 及び彦名町字中海 1 の各一部		
面 積		約 1 3 . 5 ヘクタール		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、米子市の中心部から北西方向へ約 7 k m に位置し、良好な自然景観を有する弓ヶ浜半島の中海側に面している。</p> <p>今回、鳥取県住宅供給公社及び米子崎津地区開発促進公社による住宅団地開発が行われることから、地区計画により、緑豊でうるおいのある居住環境を創出するとともに、周辺の良い自然景観と調和した市街地の形成を図ることを目標とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>本地区は一団の住宅地として、適正な規模及び配置の公共施設を確保し、緑豊でうるおいのある居住環境を創出するとともに低層住宅、中高層住宅、便益施設等を配し、機能的で快適な住宅地としての土地利用を図る。</p>		
	地区施設等の整備の方針	<p>隣接する工業用地及び中海湖岸沿いに公共空地を配置し、住民が集い、憩える良好な都市空間の形成を図る。</p>		
	建築物等の整備の方針	<p>緑豊でうるおいのある居住環境を創出するため、適正な区画規模のもとに建築物の高さ、壁面後退等の制限により、ゆとりある都市空間を確保し、緑化を図る。</p>		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	緑地	約 1 0 , 0 0 0 平方メートル	
	地区の区分	低層住宅地区	中高層住宅地区	一般住宅地区
	区分の面積	約 9 . 0 ヘクタール	約 1 . 3 ヘクタール	約 3 . 2 ヘクタール
	建築物の述べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	$\frac{12}{10}$	—	—
	建築物の敷地面積の最低規模	2 3 0 平方メートル	—	—
	建築物の高さの最高限度	1 0 メートル	—	—
	建築物の壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）から道路境界線（角地における隅切部分を除く。以下同じ。）までの距離は、1 . 5 m 以上、隣地境界線までの距離は、1 m 以上でなければならない。</p> <p>ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供する建築物で、次の各号に掲げる要件に該当するものについては、その外壁等から道路境界線までの距離は、1 m 以上とすることができる。</p> <p>(1) 道路境界線から 1 . 5 m 未満の距離にある部分の最高の高さが 3 m 以下</p> <p>(2) 道路境界線から 1 . 5 m 未満の距離にある部分の床面積の合計が 5 m<sup>2</sup> 以下</p>		
	垣、柵又は塀の制限	<p>道路境界側の構造は次の各号の一に掲げるものとする。</p> <p>(1) 生垣</p> <p>(2) 高さ 6 0 c m 以下の基礎部分の上に開放的なフェンスを施したものの又は植栽を組み合わせたもの。ただし、門は、この限りでない。</p>		
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>屋根外壁等の色彩は、良好な居住環境と調和した落ち着いた色合いのものとする。</p>		